



館市農業委員会だより

●発行／大館市農業委員会 ●所在地 大館市字三ノ丸13-19

☎0186-43-7129



農地パトロール出発式（平成26年10月16日 比内総合支所前）

会長就任のごあいさつ



大館市農業委員会
会 長 糸 屋 由 衛 門

あけましておめでとうございます。

昨年七月に第二十二回農業委員統一選挙が行われ、私ども農業委員は今後三年間、「優良農地の維持・確保」「担い手の確保と育成」、「地域の実態に応じた農業の活性化」などに取り組むことをお約束したところであります。

一昨年のような豪雨による大被害もなく、久々の豊作に喜んだのもつかの間、二十六年産米の価格の急落はコメ農家に大打撃を与え、更に、TPP交渉において重要五品目の関税が撤廃されるような事態になれば日本の農業は潰滅の危機に瀕します。

農業は、消費者に食糧を供給するのみならず、国土の保全、水源の涵養等、多面的な機能を有し、安全・安心な国内農産物の供給が自給率の向上、更には安定した農業経営や担い手の育成に繋がるものであります。

私たち農業委員会では、農地の適切な管理や監視活動はもとより、農地の権利設定や移動などを厳正かつ適正に執り行うとともに、農地の効率的な活用に向け、中間管理機構への誘導などに肅々と取り組んでおりますが、全国から「担い手が意欲を持てる政策を」との声や、「再生可能な米価を」との声が大きくなっております。このような農業者の声を拾い集め、国や県へ届けていくこともまた私どもの責務と心得ております。

農業者の公的代表機関として、大館市の農業の発展に取り組む所信の一端を述べ、新年のご挨拶といたします。

米価急落に「緊急対策を」



小畑市長に建議書を渡す糸屋会長

建議書を提出

昨年十一月十日、平成二十七年大館市農業施策の推進についての要望事項を集約した建議書を農業委員会等に関する法律第六条の規定に基づき、糸屋会長が市長に提出しました。

六項目十五事項について

安部会長職務代理者が内容を説明した後、市長と農業委員による意見交換を行い、委員からは建

議書とともに現場の代表者としての意見が出されました。

提言にも盛り込まれている、二十六年産米の概算金が過去最低だったことに対し、市長からは「早急に対策を練る。年度内にどうするか、来年度以

降の営農意欲を失わないためどうすべきかの二段階で検討している」との考えが示されました。

このほかにもT P P交渉即時脱退を国に要望することを求めることや、ゲリラ豪雨などの災害復旧支援、「人・農地プラ

ン」、農地中間管理事業の推進、遊休農地の解消、担い手への市独自の支援に対し、小畑市長からは「多岐にわたる提言には頭の下がる思い。できるだけ実行できるよう頑張りたい。」と協力姿勢が示されました。

【平成27年度建議の要旨】

1 農政上の課題について

- T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉において、関税撤廃が明白となった場合は、交渉から脱退することを国へ要望していただきたい。
- 経営所得安定対策見直し後の対策について、将来にわたって安定して農業経営に取り組めるよう、財源の確保について国に要望していただきたい。
- 本年度米の価格が急落し農家収入は大きく減少している。農家経営に安定に現行のナラシ対策では十分といえず、市として緊急的な対策を講じていただきたい。
- 大規模な自然災害による被害は甚大なものになるため、被災農家の負担は大きい。災害復旧事業に係る分担金の軽減について特段のご配慮をお願いしたい。
- 農地中間管理事業を推進するため、耕作放棄地の簡易な基盤整備に要する費用についても全額事業の対象とするようにしていただきたい。

2 農業振興施策について

- 「人・農地プラン」の推進、内容の見直しについては、農業委員会も含め地域一体となった話し合いが必要であり、「出し手農家」の確保の面からも地域座談会等の開催を行っていただきたい。
- 地域の中心となる担い手育成のため、認定農業者に対して経営管理能力の向上に関する支援の充実に努めていただきたい。また、新規就農者を確保するため、「青年就農給付金制度」への十分な予算を確保していただきたい。

3 農村振興施策について

- 担い手への農地集積促進のため、一層の支援をお願いしたい。
- 遊休農地の発生防止と解消のため、保全管理に要する経費の助成や小規模な農地の再生利用に対する市独自の支援と拡充に努めていただきたい。
- 日本型直接支払制度（多面的機能支払）について安定的かつ持続的事業となるよう十分な財源確保を国に要望していただきたい。
- 農業生産基盤整備事業の促進について、予算確保、事業推進を国に要望していただきたい。

4 農業委員会の制度組織改革に関する意見要望について

- 公選制から首長選任制となった場合、選任には公正性が担保されるようお願いしたい。
- また、農地利用最適化推進委員（仮称）と農業委員が円滑に業務できる制度にするよう国に要望していただきたい。

このほかにも農地中間管理事業への体制強化や、農地に関する地籍調査の早期実施について要望しています。

全国農業 担い手サミットに参加

昨年の11月13日・14日の両日、「第17回全国農業担い手サミットinひょうご」が兵庫県で開催され、神戸市での全大会には約2,500人の担い手が参加しました。

このサミットは、全国の農業の担い手が一堂に会し、相互研鑽と交流を通じて、自らの経営改善と地域農業の発展を目指すもので、今回のサミットでは、阪神・淡路大震災から復興する際に、被災した消費者を支える農業者の食料供給体制づくりが、震災後の兵庫県農業の基盤となったとの報告がありました。

特に「女性の力で地域を元気に！」をテーマに、兵庫県各地域で活躍する女性農業者5人が力強いパネルトークを展開し、生き生きと農業に向き合う女性農業者の率直な思いに会場からは共感が集

まっています。

情報交換会と現地視察は9つの地域に分かれて行われましたが、私どもの選んだ中播磨地域には今回農林水産大臣表彰を受けた夢前夢工房があり、その代表から担い手の個性に合わせた育成談を詳しく聞くことができ、大変実り多い研修となりました。



食材展示・試食コーナーの様子

水稻作柄調査を実施

今年度の水稻作柄調査及び検討会は9月5日に実施されました。当日は比内総合支所前を出発し、市内5カ所の圃場を巡回して育成状況を調査、

あわせて一昨年の豪雨災害による農地等の復旧状況を2カ所と、出川に完成したJAあきた北の農産物流通加工センターを視察しました。

各圃場では、耕作者から田植えの時期や出穂期など生育状況について説明を受けながら、収量・品質・病害虫の発生状況等について、各自が作柄調査票でチェックしたほか、ミルキークイーンや早稲の五百川といった品種についても検見する機会を得ました。

また、豪雨災害による復旧作業が完了した中仕田と板沢の圃場では、例年どおりの見事な稲の実りを確認し、これまで災害復旧事業にご尽力いただいた関係者の皆様への感謝の念を強く致しました。

検討会ではJAあきた北の担当者から「今年度の水稻作柄概況」について説明をいただいたほか、各自の作柄調査票の結果を発表し、当地域の作柄

について共通の認識を確認しました。



水稻作柄調査の様子

大館樹海ドームで 農家相談デー開催

昨年の10月25日・26日の二日間にあたり、大館樹海ドームで開催された大館圏域産業祭内で「農家相談デー」を開催しました。これまで「農家相談デー」は、比内・田代両総合支所や地区公民館などで開催していましたが、新たな取り組みとして、今年度は多くの農家の方が訪れる産業祭会場でも実施したものです。

相談員は、農地調整小委員会に所属する農業委員十三人が担当し、相談

内容としては、農地の売買や貸借、相続、贈与、農地転用、農業者年金に関することが寄せられました。また、今年度からスタートした農地中間管理事業に関することは、秋田県農業公社の職員も相談員として会場に駆けつけ、事業内容の説明のほか、アンケートなどを実施して事業のPRを行っていました。

私たち農業委員会は、農家の皆様の身近な組織を目指して活動していますので、農地に関することなどわからないことがありましたら、いつでもお気軽にご相談ください。



遊休農地対策に 取り組んでいます

農業委員会では、すべての農地を対象に、遊休農地の発生防止と解消、違反転用の防止などを目的に、毎年農地パトロール

ル（利用状況調査）を実施しています。

これまで、遊休農地を発見したときは、所有者へ指導することから始



農地パトロールの様子

めていましたが、平成二十五年の農地法改正で「自作するのか」「貸し付けるのか」「農地中間管理事業を利用するのか」など、意向調査を実施することから始めることに手続きが改正されました。

本年度の農地パトロールを実施するにあたり、十月十六日に比内総合支所で業務が円滑に行われるように農地パトロール推進会議と出発式を行い、調査期間を十一月十四日までとして、各地域で集中的に農地の利用状況を調査しました。

本年度の調査では、昨年度の農地パトロールの結果に基づいて指導を行った農地の利用状況の確認と、耕作者の死亡や転出などで新たに発生し

た遊休農地を中心に調査を実施しました。

それぞれに遊休農地となってしまう要因があり、容易に農地への復元が難しいなど、改善されない現状もありましたが、この調査結果を踏まえ、農地所有者の今後の意向などを把握し、農地中間管理機構への誘導など解消に向けた取り組みを進めるとともに、現状と課題を整理して、今後遊休農地の発生防止に取り組んでまいります。



農家相談デーを開催します

地域の農業委員が各地区の公民館などで農家の皆さんが抱える相談に応じます。

事前の申込みは不要です。当日、直接会場にお越しください。

○日時

午後1時～4時

○会場

- 2/4 (水) 市役所三ノ丸庁舎
- 2/4 (水) 釈迦内公民館
- 2/5 (木) 比内総合支所
- 2/5 (木) 田代総合支所
- 2/5 (木) 十二所公民館
- 2/6 (金) 二井田公民館

○相談の例

- ・農地を売りたい、貸借したい。
- ・農地を転用したい。
- ・親から子へ農地を贈与したい。
- ・農業者年金に加入したい。

など

農業者の皆さん、 老後の備えは万全ですか？

農業者年金は、農業者のための公的な積立年金です。二十歳以上六十歳未満の国民年金の第一号被保険者である農業者なら、誰でも加入できます。積立年金だから、将来の受給者や加入者の数に左右されることがなく安心です。老後の備えは、「国民年金」プラス「農業者年金」で、安心して豊かな生活を送りませんか。

◎少子高齢時代に強い年金です

自ら納めた保険料とその運用収入を将来受給する年金の原資として積み立て、この年金原資の額に応じて年金額が決まる確定拠出型の年金です。加入者や受給者の数に左右されにくい年金制度です。

◎保険料は自由に決められます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、月額二万円から六万七千円までの間で千円単位で自由に選択できます。

◎終身で80歳までの保証付きです

年金は生涯支給されます。仮に八十歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から八十歳までに受け取れるはずであった相当の金額が死亡一時金として遺族に支給されます。

◎公的年金ならではの税制上の優遇があります
◎担い手には政策支援(国庫補助)があります



若い農業者の皆さんへ

**政策支援加入(保険料の国庫補助)で
老後の安心を！**

**保険料の負担が大きいという方は、政策支援
加入で、保険料の国庫補助が受けられます。**



◆保険料の国庫補助対象者と補助額◆

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し 経営に参画している配偶者または後継者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす 者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に 区分1の者となることを約束した後継者	6,000円 (3割)	—

※ 国庫補助額の割合は2万円に対する割合です。

※ 区分3及び区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

☆政策支援は、国民年金第1号被保険者等の農業者年金への加入要件に加え、

- ①39歳までに加入
- ②農業所得が900万円以下
- ③認定農業者で青色申告者等(左表)を満たせば受けられます。

◆農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算◆

加入年齢	納付期間		通常加入の場合		政策支援を受けて加入の場合			
			保険料本人負担分総額	農業者老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総計(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	73万円	744万円	75万円	54万円	21万円
		女性		63万円			46万円	17万円
30歳	30年	男性	720万円	50万円	588万円	51万円	40万円	11万円
		女性		43万円			34万円	9万円
35歳	25年	男性	600万円	40万円	528万円	40万円	35万円	6万円
		女性		34万円			29万円	5万円

(注) この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.00%、65歳以降の予定利率が1.05%となった場合の試算です。

予定利率1.05%は、農林水産省告示(H26.4.1施行)により定められている率です。

年金を受給するには？

- ①年金は、国庫補助分を除いた本人負担分についての年金(農業者老齢年金)は、65歳から受給できます。60歳からの繰上げもできます。
- ②国庫補助分についての年金(特例付加年金)を受給するためには、60歳までに、保険料納付を20年以上(※)行った上で、後継者又は第3者に「経営継承」することが必要です。

※保険料納付済み期間には、農業者年金加入者が一定期間厚生年金に加入していた等のいわゆる「カラ期間」を含みます。

お問い合わせ 独立行政法人農業者年金基金
Tel: 03-3502-3942(企画調整室)

農業者年金へのご加入については、
農業委員会へご相談ください。(電話: 43-7129)

手続きをお忘れなく!

農地を貸したい、借りたい

農地を貸し借りするための手続きには次の方法がありますので、要件等に合わせてお選び願います。

(1) 農地法第3条による貸借

項 目	内 容
要 件	・ 借り受ける方の耕作面積が50 a 以上（新規借入分を含む。）であることが必要です。
手 続 き	手続きには、次の書類等が必要です。 ・ 土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） ・ 貸し人の印鑑証明書、実印 ・ 借り人の住民票の写し、認印
契約期間	・ 期間満了前一定期間内に更新拒絶の通知をしない限り、従前と同一条件でさらに契約更新したものとみなされます。
賃 借 料	・ 賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・ 許可日から効力が発生します。

(2) 利用権設定

項 目	内 容
要 件	・ 借り受ける方は { 概ね年齢が65歳以下 耕作面積が1.8ha以上（新規借入分を含む。） } であることが必要です。
手 続 き	・ 両者の印鑑（認印）のみで手続きできます。
契約期間	・ 契約期間は3年、6年、10年から選んでいただき、期間満了時に農地は返却されます。 ・ 再契約すれば継続できます。
賃 借 料	・ 賃借料情報等を参考にいただき、両者で協議して決定してください。
効力発生	・ 公告日から効力が発生します。

このほかにも農地中間管理事業による農地の貸し借りがあり、JAあきた北、市農林課でも受け付けています。
※事業の概要については平成26年9月1日発行の「大館市農業委員会だより第59号」に詳しく掲載しています。

農地を売りたい、買いたい

農地の売買には、農地法第3条による許可が必要です。

項 目	内 容
要 件	・ 買い受ける方の耕作面積が50 a 以上（新規買入分を含む。）であることが必要です。
手 続 き	手続きには下記の書類等が必要です。 ・ 土地の全部事項証明書（法務局で入手してください。） ・ 売渡人の印鑑証明書、実印 ・ 買受人の住民票の写し、認印

※ 農地を農地以外の目的で使用するために、貸借・売買する場合は、左ページの転用許可を受ける必要があります。

こんなときは…

農地を転用したい

たとえば…

- 農地に住宅を建てたい
- 農地に工場を建設したい
- 農地を駐車場にしたい

こんな場合には、
転用許可
が必要です。

農地を農地以外の用途に使用することを農地の「転用」といいます。転用するためには、事前に県知事の許可（その面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けることが必要です。

自分が所有している農地を自分で転用する場合

農地法第4条の許可が必要

自分が所有している農地を転用目的で他人に
売渡し、あるいは貸付けるなど権利の移転、設
定等をする場合

農地法第5条の許可が必要

このように、自分の所有している農地でも許可を受けなければ転用できません。また、一時的な資材置場としての利用など、たとえ短期間の転用でも、事前に許可を受けることが必要です。

許可を受けずに転用したり、許可の内容と異なる目的に転用した場合には、工事の中止等を命じられることがあり、また、罰せられることもあります。

全国的に、許可を受けずに行われる「無断転用」が後を絶ちません。

貴重な農地を守り後世に引き継ぐためにも、無断転用や農地への不法投棄などを見かけたら、農業委員会までご連絡をお願いします。

農地関係の申請手続きは、毎月20日までに

農地法の申請手続き（農地としての権利移動、転用、非農地証明、賃貸借の合意解約）等については、毎月20日（休日の場合は前開庁日）までに受付した申請を翌月上旬の総会で審議しております。転用については許可がおりるまで最短で40日程度かかることから、お急ぎの際は早めに相談、申請されることをお勧めします。

また、転用の目的によって必要書類が異なりますので、転用しようとするときは、あらかじめ農業委員会にご相談ください。

なお、1月のみ締切が10日程度早まります（平成27年1月は9日が締切です。）ので、ご注意ください。

農業委員会へのお問い合わせは、電話43-7129まで

大館市農地賃借料情報

平成21年度の農地法の改正で、従来の標準小作料が廃止され、代わりに賃借料の目安となるよう農業委員会が実勢の農地賃借料情報を提供することになりました。

平成26年1月から12月までに締結（公告）された農地の賃貸借での賃借料水準（10a当たり）は次のとおりとなっていますので、貸借の際の参考としてください。

【田の部】

地区名		平均額	最高額	最低額	データ数
大館地域	大館	11,962円	16,000円	7,000円	218
	釈迦内	10,667円	17,000円	7,500円	238
	長木	9,609円	16,000円	5,000円	178
	上川沿	11,768円	17,000円	4,250円	288
	下川沿	10,865円	19,408円	5,000円	206
	真中	12,250円	20,000円	6,375円	222
	二井田	11,287円	17,000円	4,250円	355
	十二所	7,872円	13,000円	3,000円	463
	花矢	8,176円	13,000円	4,250円	224
比内地域		8,628円	13,175円	4,250円	576
田代地域		8,701円	16,000円	3,000円	386
(参考)市全域平均		9,844円	—	—	3,354

【畑の部】

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
市全域	10,674円	16,000円	6,022円	46

- ・データ数は、集計に用いた筆数です。
- ・物納の場合、米1俵（60kg）当たり8,500円に換算しています。
- ・この数値は、参考として情報提供するものであり、実際の賃借料は、農地の条件等で異なります。
- ・田の部の「市全域平均」の額は、各地区の平均値をデータ数に基づき加重平均した数字です。
- ・「畑」には、樹園地を含みます。

全国農業新聞

発行：毎週金曜日・自宅直送
B3版8～10ページ
購読料：月600円（送料とも）

農地を相続したときは届出を

相続で農地を取得したときは、
農業委員会に届出をお願いします。

農地の貸し借り、売買や転用の申請に関するご相談、農業新聞の購読の申し込みや農業者年金に関するお問い合わせは、

大館市農業委員会事務局（電話 43-7129）までお寄せください。